

町からのお知らせ

〈野木町役場〉0280(57)4111代表 〈野木町公式ホームページ〉<http://www.town.nogi.lg.jp/>

※町の事業の申込受付は、特に指定のない限り土・日曜日、祝日、年末年始を除く8時30分～17時15分
 (「としょかん」「こどもひろば」「生涯学習」「スポーツ」「野木ホフマン館」を除く)

マイナンバーカードの有効期限をご確認ください

マイナンバーカードを20歳未満で作成した方や、カードに電子証明書を搭載された方は、発行日から5回目の誕生日で有効期限が終了します。有効期限満了が近い方で引き続きご利用を希望される方は、住民課窓口にて更新手続きをしてください。更新手続きは有効期限の3ヶ月前から行うことができます。

なお、カードの期限はカードの券面、電子証明書の期限は券面又はカード交付時にお渡しする電子証明書の写しでご確認ください。

問住民課 ☎(57)4126

マイナンバーカード日曜交付のお知らせ

【持参する物(必須)】

- ・カード交付の案内ハガキ
- ・通知カード
- ・本人確認書類(運転免許証等)

【持参する物(お持ちの方)】

- ・印鑑登録証
- ・住民基本台帳カード

📅4月26日(日)9時～12時

問住民課 ☎(57)4126



国民健康保険の切替えについて

国民健康保険の加入又は離脱の際には必ず窓口での手続きが必要になります。下記の場合は、必ず14日以内に住民課へ届出をお願いいたします。

なお、すべての手続きにマイナンバーがわかるものが必要になります。

国保に入るとき	他の市町村から転入してきたとき	・他の市町村の転出証明書 ・印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	・職場の健康保険をやめた証明書 ・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	・被扶養者でなくなった証明書 ・印鑑
国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	・被保険者証 ・印鑑
	職場の健康保険に加入したとき 職場の健康保険の被扶養者になったとき	・国保と職場の健康保険の両方の被保険者証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの) ・印鑑
その他	町内で住所が変わったとき	・被保険者証 ・印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり一緒になつたりしたとき	
	就学のため別に住所を定めるとき	・被保険者証 ・在学証明書 ・他市町村住民票 ・印鑑

問住民課 ☎(57)4136

野木町国民健康保険の方が交通事故にあったときは

交通事故等の第三者行為が原因でけがをしたときに国民健康保険で治療を受ける場合には、届出が必要になります。保健医療係に「第三者行為による傷病届」を提出して下さい。国保で一時的に医療費を立替え、後に国保が加害者に請求いたします。

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと国保が使えなくなる場合がありますので、示談の前に必ず保健医療係へ届け出てください。

問住民課 ☎(57)4136